

## 消防団応援の店事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消防団の福利厚生の実施による地域防災力の向上を図ることを目的として、店舗等が東京都内の消防団員（以下「団員」という。）に対して、一定のサービスを提供する消防団応援の店事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録申請)

第2条 消防団応援の店（以下「応援店」という。）に登録しようとする店舗等は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により、一般社団法人東京都消防協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

### (審査及び表示証等の交付)

第3条 会長は、前条の規定により消防団応援の店登録申請書が提出されたときは、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、消防団応援の店登録台帳（様式第2号）に登録するとともに、応援店に消防団応援の店登録通知書（様式第3号）及び消防団応援の店表示証（様式第4号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

### (表示証の表示)

第4条 応援店は、次に示す場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 応援店内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像、その他の広告

### (福利厚生カードの交付)

第5条 会長は、団員に対し、消防団員福利厚生カード（様式第5号。以下「福利厚生カード」という。）を交付するものとする。

- 2 福利厚生カードの紛失、盗難、破損等により再発行を希望する団員は、再交付を受けることができる。

### (福利厚生カードの提示)

第6条 団員は、応援店においてサービス等を受けようとする場合は、福利厚生カードを提示するものとする。

- 2 応援店は、団員に対し、福利厚生カードの提示を求めることができる。

(応援店の公表等)

第7条 会長は、応援店の名称、サービス内容等をホームページ等に公表することができる。

(登録の変更及び廃止)

第8条 応援店は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、消防団応援の店登録内容変更・廃止申請書(様式第6号)により、会長に申請するものとする。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は廃止するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 会長は、応援店が事業を廃止等したとき、又は応援店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(順守事項)

第10条 団員は次に掲げる事項について順守しなければならない。

- (1) 福利厚生カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 優遇サービスに関して、応援店に強要しないこと。
- (3) 退団する場合は、福利厚生カードを返却すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

消防団応援の店登録申請書

一般社団法人東京都消防協会会長 様

名 称  
代表者

消防団応援の店事業実施要綱の趣旨に賛同したので、消防団応援の店の登録を次のとおり申請します。

店舗等の名称		
所在地	〒	
電 話 F A X	(        )        - (        )        -	(担当者の所属・氏名)
E-m a i l		
ホームページURL		
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)	
定休日		

提供いただける サービス内容	サービス開始日 (        年        月        日)
-------------------	---------------------------------------

宛先 一般社団法人東京都消防協会 事務局

電話番号/FAX番号 03-3212-4020

E-mail tosyoukyo-syouboudan@leaf.ocn.ne.jp



## 消防団応援の店登録通知書

様

貴事業所を消防団応援の店実施要綱に基づき登録した  
ので通知します。

登録番号	
------	--

一般社団法人東京都消防協会

会長 沖山 仁 印

様式第4号

## 消防団応援の店表示証



- 注1 地は白色、枠は青色、文字は黒色とする。
- 2 シンボルマークは4色とする。

様式第5号

消防団員福利厚生カード

(表面)



- 注1 地は白色、文字は黒色とする。  
2 シンボルマークは4色とする。

(裏面)

○このカードは一般財団法人東京消防協会の指定店及び消防団応援の店登録店舗でご利用いただけます。  
○特典を受けるときに必要ですので、お買い物の際などには利用方法を確認し、カードを提示ください。  
○カードの紛失、盗難、破損の場合は下記の連絡先に連絡ください。  
○退団された場合は、速やかに返却してください。  
○氏名欄は、自署してください。

東京 太郎

有効期限 2026年3月31日

一般社団法人東京都消防協会  
東京都千代田区大手町一丁目3番5号  
☎ 03-3212-4020 (平日8:30~17:15)

様式第6号

年 月 日

消防団応援の店登録内容変更・廃止申請書

一般社団法人東京都消防協会会長 様

名 称  
代表者

消防団応援の店の登録内容の変更・廃止について、次のとおり申請します。

登 録 番 号	
店舗等の名称	
変 更 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日

変更前	
変更後	

宛先 一般社団法人東京都消防協会 事務局

電話番号/FAX番号 03-3212-4020

E-mail tosyoukyo-syouboudan@leaf.ocn.ne.jp